

緊急確保航路等航路啓開計画 及び手順書(案)の改訂

1. 緊急確保航路等航路啓開計画 の改訂

緊急確保航路等航路啓開計画の改訂

| 改訂箇所 | ページ | 改訂内容 |
|----------------------------------|-----|--|
| 1-3航路啓開範囲 (2)航路啓開範囲 (緊急物資) | 4 | ・詳細の範囲は、想定したルートの中から調査結果に基づき決定するものとする。 |
| | 6 | ・図5を緊急物資輸送ルートに変更する。 |
| 2.航路啓開の実施 体制と手順 2-1 実施体制 | 8 | ・次のとおり緊急確保航路等航路啓開計画に啓開担当事務所を明記する。 「国土交通省令により緊急確保航路の所管は、名古屋港湾事務所(開発保全航路は三河港湾事務所)と規定されている。なお、現場での対応は各港湾事務所が補完する。」 ・「図7 航路啓開(緊急確保航路等)の実施体制」に示す体制図を修正する。 |
| 2-3円滑な作業調整及び作業許可の迅速化 | 12 | ・「(1) 発災時における作業許可申請等の書類の簡略化」及び「(2) 作業許可申請等の弾力的かつ臨機応変な手続き」の表現を見直す。 |

緊急確保航路等航路啓開計画の改訂案：緊急物資輸送ルート

1-3航路啓開範囲

(2) 航路啓開範囲(緊急物資)

・緊急物資輸送船の船型に基づき優先啓開範囲を設定し、暫定航路幅、暫定水深を阻害する障害物について応急公用負担権限を行使して迅速に除去する。

・緊急確保航路等における暫定水深と暫定航路幅は、緊急物資輸送を担うことが想定される船舶を参考に、以下のとおりとし、詳細の範囲は、中部地方整備局と港湾管理者とで調整して決めておくものとする。想定したルートの中から調査結果に基づき決定する。

※各港の耐震強化岸壁に接続する航路と連続した緊急物資輸送の暫定ルート啓開範囲を座標で設定
(具体的な座標値は、手順書(案)の参考資料に記載)

※緊急確保航路等の中央に幅200mで設定

— 優先的な啓開範囲(案)
— 緊急確保航路
— 開発保全航路
— 港湾区域

※港湾区域内は、各港の航路、想定されている緊急確保航路との接続から設定

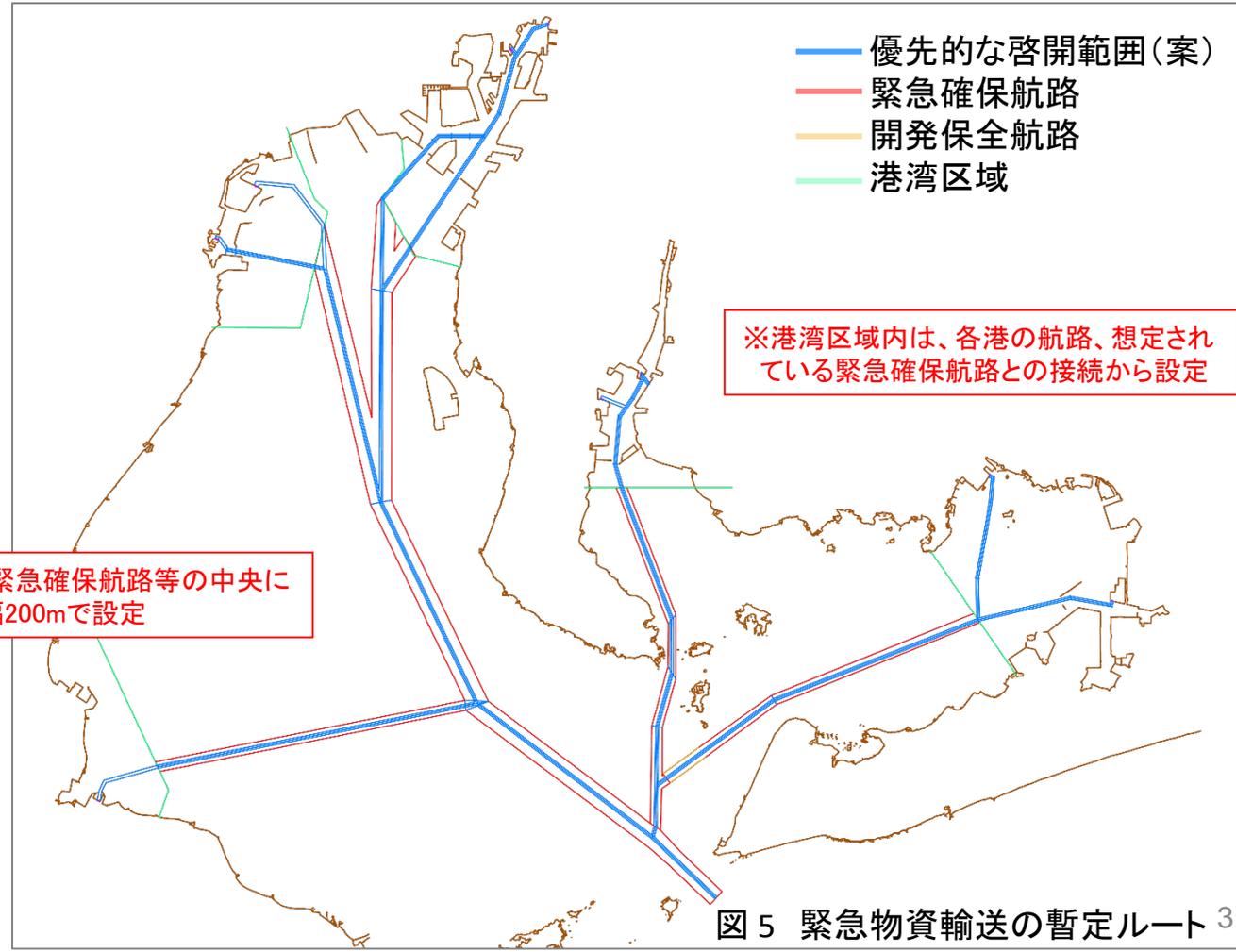


図5 緊急物資輸送の暫定ルート 3

緊急確保航路等航路啓開計画の改訂案：啓開担当事務所の明記

2. 航路啓開の実施体制と手順

2-1 実施体制

・中部地方整備局は、第四管区海上保安本部、港湾管理者、災害協定団体と連携し、航路啓開（緊急確保航路等）を実施する。

・国土交通省令により緊急確保航路の所管は、名古屋港湾事務所（開発保全航路は三河港湾事務所）と規定されている。なお、現場での対応は各港湾事務所が補完する。

緊急確保航路等航路啓開計画に啓開担当事務所を明記する。

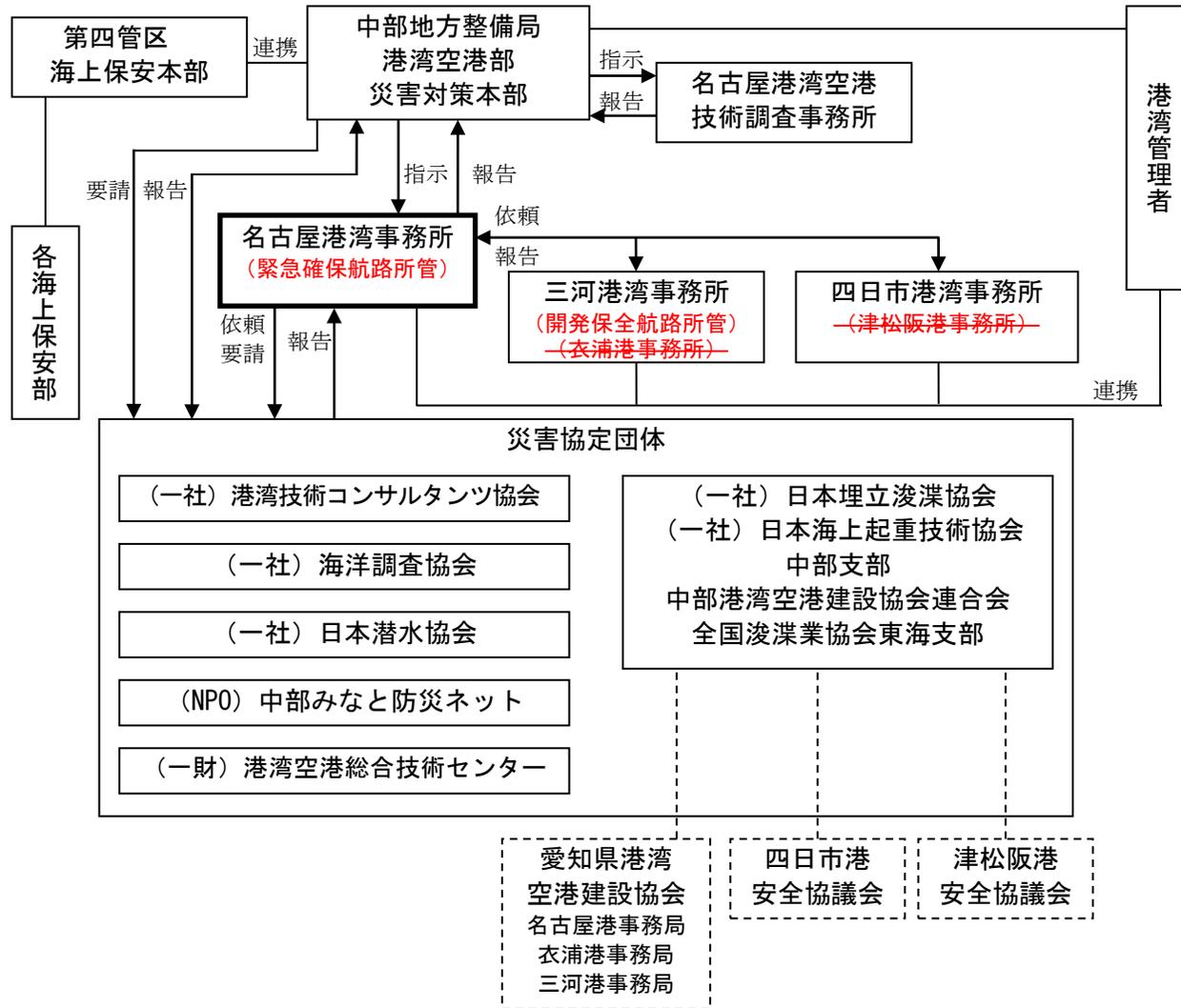


図7 航路啓開（緊急確保航路等）の実施体制

緊急確保航路等航路啓開計画の改訂案：啓開担当事務所の明記

【参考】海上保安部担任水域と緊急確保航路等所管事務所の関係

・緊急確保航路等の航路啓開に当たり、航路啓開を所管（補完）する直轄事務所と、緊急確保航路等を含む水域を担当する海上保安部・保安署との連携関係を整理した。

| 海上保安部・保安署 | 海上保安部・保安署担任水域 | 直轄事務所 | | |
|--------------|-------------------|-------|----|-----|
| | | 名古屋 | 三河 | 四日市 |
| 名古屋海上保安部 | 伊勢湾東部（中部空港周辺を除く） | ● | ▲ | — |
| 三河海上保安署 | 三河湾東部 | ● | ▲ | — |
| 衣浦海上保安署 | 三河湾西部 | ● | ▲ | — |
| 四日市海上保安部 | 伊勢湾西部 | ● | — | ▲ |
| 鳥羽海上保安部 | 伊勢湾南部、熊野灘及び遠州灘の一部 | ● | — | — |
| 尾鷲海上保安部 | 熊野灘の一部（尾鷲港周辺） | — | — | — |
| 中部空港海上保安航空基地 | 中部空港周辺 | ● | — | ▲ |

※●連携、▲連携（補完する直轄事務所）

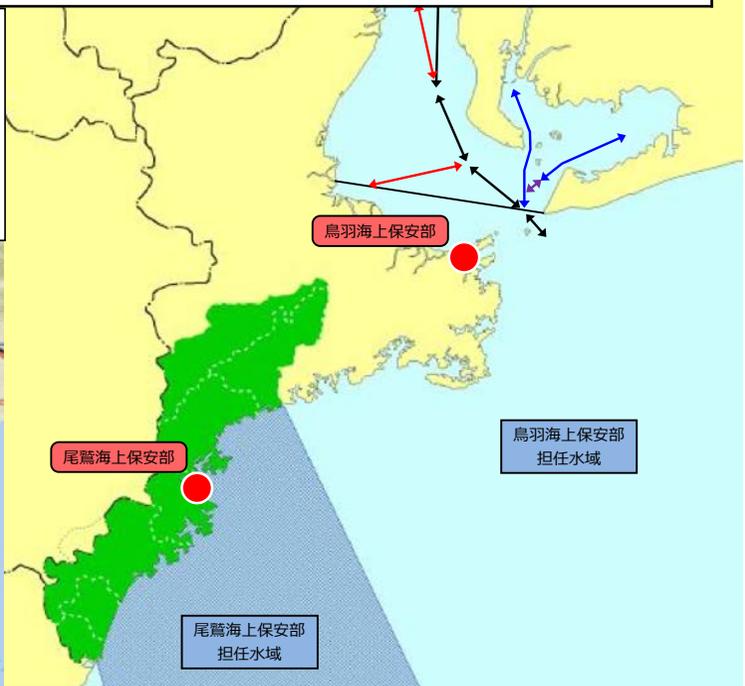
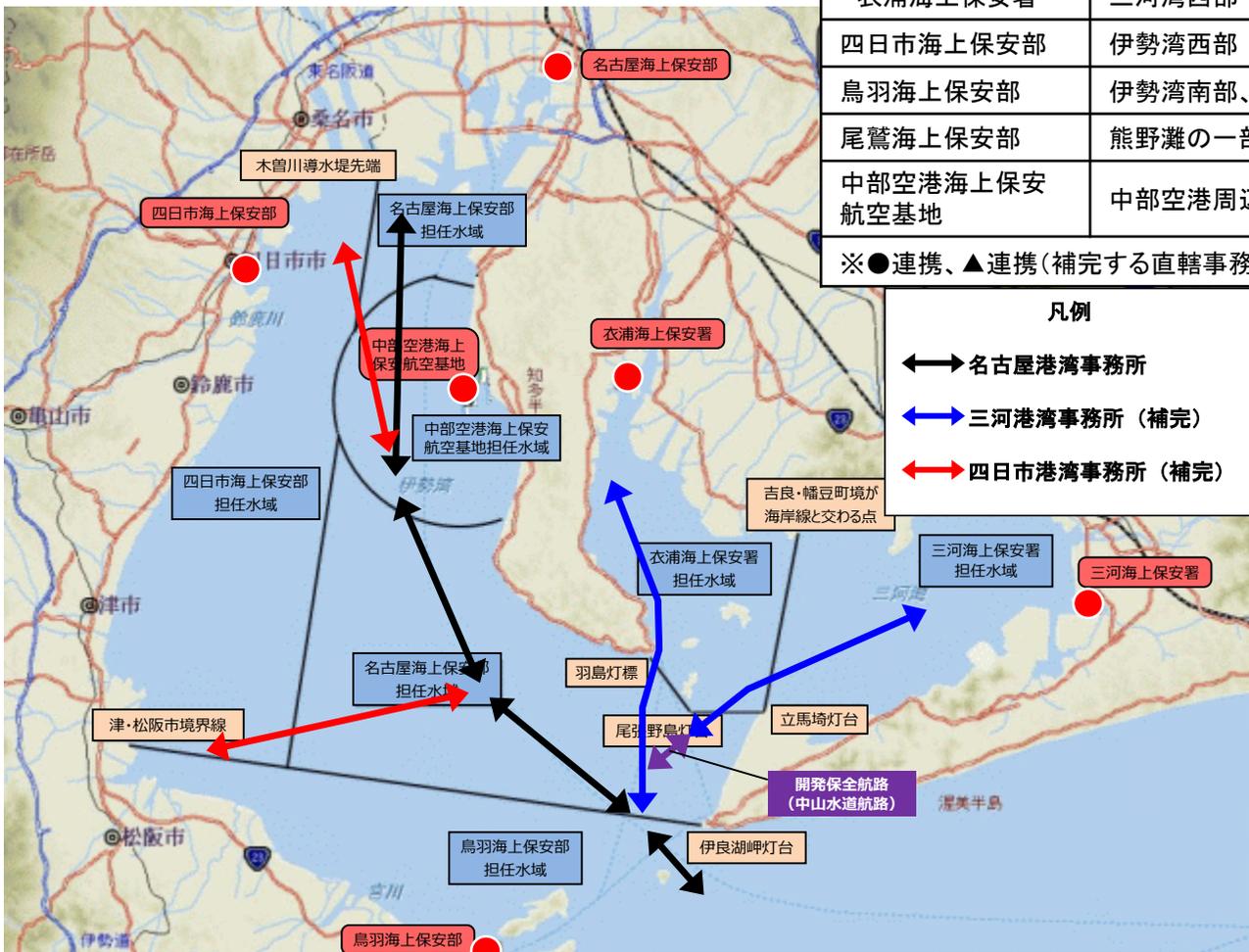


図 海上保安部担任水域及び緊急確保航路等

出典：名古屋海上保安部、尾鷲海上保安部資料に加筆

緊急確保航路等航路啓開計画の改訂案：申請手続きの迅速化

2-3円滑な作業調整及び作業許可の迅速化

(1) 発災時における作業許可申請等の書類の簡略化

・発災時に港長等への港則法及び海上交通安全法に基づく作業許可申請又は作業届にかかる手続きを迅速に進めるため、**中部地方整備局港湾空港部と第四管区海上保安本部は協議し、発災時は、における届出書及び作業許可申請書等の簡略にした様式を使用する作成した。**

(2) 作業許可申請等の弾力的かつ臨機応変な手続き

・発災時の作業許可等の申請手続きについては、窓口申請等の通常の方法によることが困難な場合は、FAX、電話等でも受け付ける**弾力的かつ臨機応変な対応が行なえるよう中部地方整備局港湾空港部と第四管区海上保安本部は協議を実施した。**

【作業許可申請等様式(災害時)】

海上交通安全法適用海域における作業の簡易様式

作業許可申請書・作業届出書 (※該当する書類を○で囲む)

平成__年__月__日

第四管区海上保安本部長 殿
 名古屋海上保安部
 四日市海上保安部
 鳥羽海上保安部
 中部空港海上保安航空基地長

事由
(※該当する部署を○で囲む)

申請者 住所 _____ 番
 (届出者) 氏名 _____ 様

次のとおり作業を実施したいので、海上交通安全法第36条(第37条)の規定に基づき申請(届出)致します。

- 種類
事前深淺測量・確認深淺測量(本路測量)・潜水作業・障害物除去
(※該当する作業を○で囲む)
- 目的
航路啓開
- 期間及び時間
平成__年__月__日から平成__年__月__日までの間
(予備日__月__日～__月__日)
作業時間 日出から日没までの間

港則法適用海域における作業の簡易様式

作業許可申請書

平成__年__月__日

名古屋 四日市 港長 殿
 衣浦 三河
 (※該当する申請先を○で囲む)

四日市海上保安部長(津港) 殿
 鳥羽海上保安部長(松阪港)

申請者 住所 _____ 番
 氏名 _____ 様

次のとおり作業を実施したいので、港則法第31条の規定に基づき申請致します。

- 種類
事前深淺測量・確認深淺測量(本路測量)・潜水作業・障害物除去
(※該当するものを○で囲む)
- 目的
航路啓開
- 期間及び時間
平成__年__月__日から平成__年__月__日までの間
(予備日__月__日～__月__日)
作業時間 日出から日没までの間

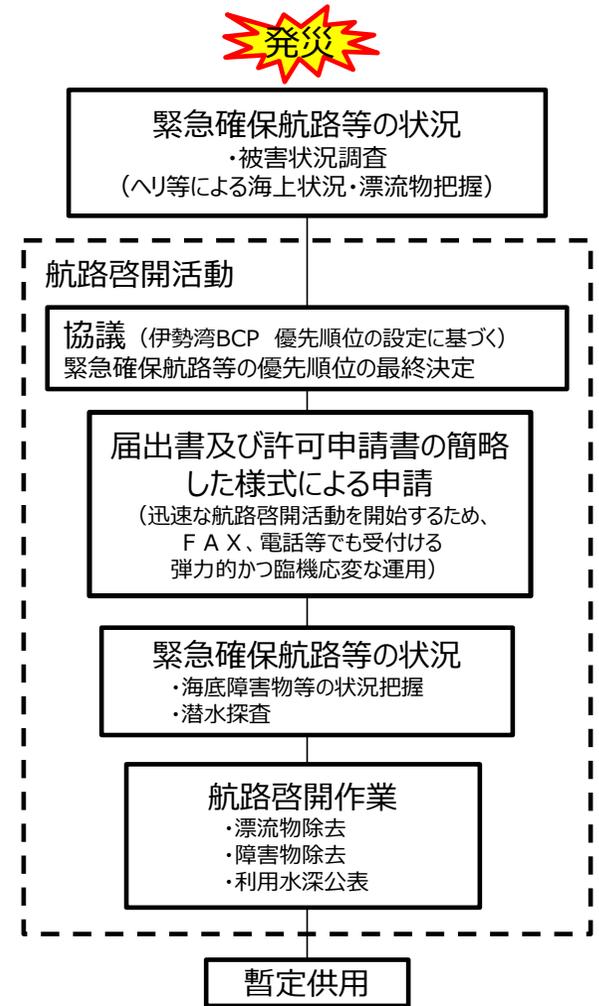


図 10 航路啓開の手順

2. 手順書(案)の改訂

【※内部資料のため非公表とします】